



浜野町内会報

No. 460号

浜野町内会
広報部

発行責任者 秋葉光重

— 令和3年度

「浜野町内会総会」は書面決議

— 第10回役員会議にて決定 —

3月20日(土)15時より第10回役員会を開催し、2021年度定期総会は非常事態宣言が解除されるも千葉県内では120名前後でとどまっております。新型コロナウイルス感染拡大の観点から書面決議にて行う事を役員全一致で決定しました。

書面決議での日程

① 4月8日(予定) …… 書面開催の通知文書と総会資料・議決権行使書を区長経由で新旧町会長に配布
② 4月8日～10日 …… 新旧町会長は、議案内容の確認と議決権行使書の記入

③ 4月11日までに …… 新旧町会長の議決権行使書2枚をまとめて封筒に入れ、現(旧)町会長が、現(旧)区長に提出
④ 4月11日までに …… 議決権行使書を区長が総務部長に提出

⑤ 4月11日または、12日 …… 総務部長が集計並びに役員に結果を通知し共有
⑥ 4月12日(予定) …… 議案の賛否結果報告を区長経由で新旧町会長に配布
(新旧町会長へは、「町会長の任務等書類一式」も同封)
⑦ 5月1日頃 …… 5月町内会報に結果・内容を掲載

代議員の皆様にお願ひ!

— 議決権行使書は4月11日までに区長へ提出 —

4月8日から12日の日程になりますが、重要な手順・手続きですので、優先して対応いただきますようお願いいたします。議決権行使書につき、4月11日までに区長宛に提出して下さい。

令和2年度を振り返って

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大に始まり、令和3年度を迎えても収束の気配はない。むしろ死亡率がこれまでの2倍、感染力も強い偏移ウイルスの感染が懸念される。これまでも、誰も経験したことのない状況での1年で有った。結果、感染しない、させない為、3密にならない対策により、ほとんどの行事が中止となる異常な事態となった。

浜野会館使用心得（追記により再掲）

浜野会館使用心得については、2021年1月9日の役員会にて審議し、第4回町会長会議（書面決議）にて決議されました。3月20日（土）第10回役員会において、浜野会館使用心得について使用申込方法及び使用区分B（網掛け部）について一部追記改正され、決議されましたので再掲載いたします。

浜野会館使用心得について、次のとおり定める。

1. 使用に際しての遵守事項

- (1) 浜野会館使用者は、使用にあたって管理人の指示に従うとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - ① 使用時間は、9時より22時までとする。
 - ② 浜野会館内では全館禁煙とする。
 - ③ 使用目的以外の使用や、使用権の転貸をしてはならない。
 - ④ 会館の玄関鍵は、使用30分前に管理人宅に受け取りに行く。
 - ⑤ 設備・什器備品等の取扱いに注意し、その保全に努める。
 - ⑥ 机・椅子等を使用の際は、使用前の状態（配置図参照）に戻し収納する。
 - ⑦ 火災予防に万全を期し、火気の取り扱いに特に注意を要する。
 - ⑧ 調理・給湯設備の使用に際しては、万全の注意を要する。
 - ⑨ 飲食を伴う使用の場合は、器具・什器類の保全及び後片付けを行なう。
 - ⑩ 近隣の住民に迷惑をかけること。特に車の駐車には注意する。
 - ⑪ 放送器具は、管理人の許可を得て使用方法を習得して使用する。
 - ⑫ 入館時には感染症予防の為、検温・手指消毒をした上で、「密閉・密集・密接」の3密を避け、通気・換気を行ない使用する。
 - ⑬ 避難場所に指定される場合以外は、宿泊してはならない。
- (2) 使用后、使用責任者は次の事項を厳守しなければならない。
 - ① 使用した部屋や場所の清掃を行なう。
 - ② 窓等の鍵は施錠し、再確認を行なう。
 - ③ タバコの吸い殻は所定の場所に集め、火が消えていることを確認し、火災発生の危険がないことを十分に確認する。
 - ④ ガスの元栓並びに水道の蛇口は完全に閉める。
 - ⑤ 電気の消し忘れを確認し、エアコン・空気清浄機等のスイッチはすべて切る。
 - ⑥ 玄関ドア（出口）の鍵は、完全に施錠する。
 - ⑦ 鍵施錠後直ちに、管理人に鍵を返却する。
 - ⑧ 「浜野会館使用後のチェック表」を記入し、管理人に提出する。

2. 使用申込み並びに、予約取り消しについて

- (1) 使用申込みは、使用希望日の2か月前から3日前までに「浜野会館使用申込書」を会館管理人に提出する。《管理人は、土曜日9時30分～12時に会館事務所に在室》
- (2) 電話により、事前仮予約を行なうことができる。但し、後日(1)の提出は必須とする。
尚、仮予約は、毎日18時～20時に会館管理人宅の電話で受付する。
- (3) 使用申込みが競合した場合は、原則として「町内会公式行事（会議会合等）を最優先し、次に町内会関連諸団体、各町会、町内会員、その他」の使用順で調整する。
- (4) 予約取消しの場合は、使用前日までに管理人に連絡しその理由を伝えなければならない。この場合は使用料は全額返却する。但し、当日取消しの場合は原則として返却しない。

3. 使用料金等について

(1) 使用料金は次表のとおりとする。

< 2時間単位料金 >

	大ホール	和室10畳	和室8畳	和室8畳	全館
使用区分A	0円	0円	0円	0円	0円
使用区分B	1,500円	500円	500円	500円	3,000円
使用区分C	3,000円	1,000円	1,000円	1,000円	6,000円

★電気・ガス・水道使用料を含む

(2) 使用区分

(A) 「使用区分 A」は次のいずれかの場合に適用する。

- ① 総会・役員会並びに町会長会議等の町内会公式会議や公式会合
- ② 盆踊り・秋季大祭・体育祭等の実行委員会並びに公式行事や公式会合
- ③ 町内会主催または協賛の公式行事や公式会合
- ④ 浜野町各区並びに各町会の公式行事や公式会合
- ⑤ 町内会各専門部の公式行事や公式会合

(B) 「使用区分 B」は次のいずれかの場合に適用する。

- ① 町内会関連諸団体の公式行事や公式会合
- ② 生浜地区地域運営委員会・連協、社会福祉協議会主催の公式行事や公式会合
- ③ 生浜地区避難所運営委員会の公式行事
- ④ 賛助会員・団体住民会員・一般会員による営利を伴わない私的利用

(C) 「使用区分 C」は、上記 (A) (B) 以外の場合に適用する。

(3) 使用料の支払い

- ① 使用料は、使用申し込みと同時に全納しなければならない。
- ② 使用料が無料である「使用区分 A」に該当する使用者は、“当日取消しや連絡無しで未使用”などの迷惑行為が生じないように、特段の注意と認識を持ち対応する。
前述の行為があった場合、使用制限や始末書を要求する場合がある。

4. 緊急対応時に関する付記

浜野会館を「災害時の避難所」として開設・使用する場合は、すべてに優先することとし、使用心得は適用せず、避難所運営委員会の指示に準ずることとする。

5. 補 則

本浜野会館使用心得は、町内会役員会の議決を得なければならない。

6. 附 則

制定 1995年(平成7年) 9月3日

改定 2021年(令和3年) 4月1日

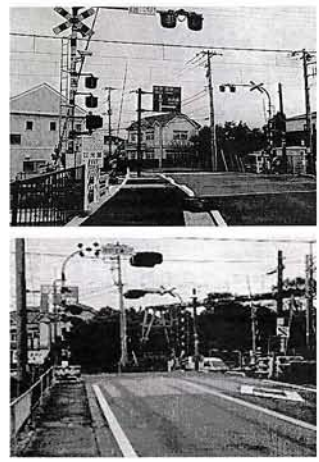
QRコードから新着情報画面が表示されます。



浜野町内会新着情報・千葉県・中央区・全国のニュースYahooやgoogleより「浜野町内会インフォと入力し検索 <https://www.chokai.info/hamanochoh>「QRコード」からは新着情報画面が表示され、次の内容を確認できます。

塩田町・西雷踏切の歩道が完成

生浜地区町内自治会連絡協議会の要望事項として、平成19年（2007）から、塩田町「西雷踏切」に歩道設置」を継続して要望提出してきましたが、要望提出から14年経った令和3年（2021）3月に、千葉市とJR東日本の協力により、踏切中員拡幅工事が行われ、念願の片側歩道が完成しました。



写真上が歩道完成、下が完成前です。歩道止めとなっております。

浜野会館が地域避難施設として千葉市から認定

— 生浜西小学校避難所の避難者が収容しきれない時のみ開設 —

昨年6月の千葉市総務局防災対策課からの依頼を受け、生浜地区地域運営委員会の意向も参考に検討してきました。2月13日の浜野町内役員会で方針を決定し、2月22日に千葉市に申請した結果、地域避難施設として認定されましたので、お知らせ致します。

浜野会館 地域避難施設の認定日 2021年3月18日(木)

開設条件：生浜西小学校避難所で収容しきれない時のみ受け入れし、直接会館への避難受け入れは行いません。運用は、体制が整い次第、5月をめどに運用予定。

尚、町内会員を含む住民の災害時の避難は従来通り、一時避難所経由で各指定避難所に避難するようお願いいたします。

中央・稲毛公園緑地事務所の廃止及び再編についてのお知らせ

中央・稲毛公園緑地事務所の老朽化への対応、並びに管内公園の安全・快適な利用などの市民サービスを持続的に提供してゆくため、令和3年4月1日より下記の組織体制に変更となります。

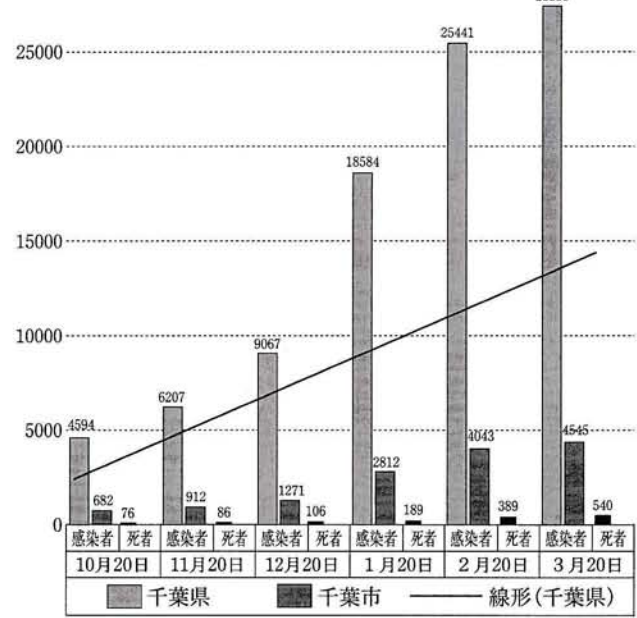
令和3年4月1日以降の連絡先：中央・美浜公園緑地事務所（稲毛海岸公園内）
所在地：〒261-0003
千葉市美浜区高浜7丁目2の1
連絡先：TEL 279-8440
Fax 278-6287
（現美浜公園緑地事務所の連絡先です）
その他：中央・稲毛公園緑地事務所は令和3年3月31日に廃止

建物は今和3年度内に解体予定
・現事務所付近に警備員詰め所を設置し、公園利用に係る書類等の受け渡し（清掃協力用ゴミ袋の配布や都市公園占用許可申請）等の窓口対応を継続
・詰め所の連絡は
TEL 251-5103

新型コロナウイルス感染者

	10月20日		11月20日		12月20日		1月20日		2月20日		3月20日	
	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者	感染者	死者
全国	94132	1680	129215	1680	200112	2930	347182	4792	424730	7443	456631	8829
東京	29185	437	36778	477	51446	566	89188	754	109462	12480	117261	1632
千葉県	4594	76	6207	86	9067	106	18584	189	25441	389	28580	540
千葉市	682		912		1271		2812		4043		4545	

千葉県・市コロナウイルス感染者累計



事務所名	管轄区域	事務所名	管轄区域
中央・稲毛公園緑地事務所 (千葉公園内)	中央区 稲毛区	中央・美浜公園緑地事務所 (千葉公園内)	中央区 美浜区

緊急事態宣言解除される！

油断せずマスクの着用・不要・不急な外出は自粛

1都3県（東京都・千葉・埼玉・神奈川）に出された非常事態宣言は3月21日（日）で解除となりました。しかし、リバウンドの対策、偏移ウイルスの感染者が増えているなど感染拡大の傾向が懸念されている。千葉県では100人前後とさがる傾向がない。

新型コロナウイルスの全国感染者数は3月20日（土）現在、45万6631人で、千葉県は2万8580人、千葉市内は4545人が感染している。先月と比べると多少は少なくなっているが、周辺での施設感染が増えている。

今後も油断せず、マスクを外す機会のある会食やマスクの取り外す機会には十分注意して下さい。家庭内でもマスクの着用と小まめなうがい、手洗い消毒により「感染しない、させない」対策をしましょう。